

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

## 徴収猶予の「特例制度」

- 緊急経済対策の一環として事業継続支援等を目的に新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方<sup>※</sup>は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### ※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うのが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うのが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる地方税

- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などすべての税目が対象になります。

### 申請手続等

- 関係法令の施行から2ヶ月後（令和2年6月30日）、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や預貯金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

納税管理課 TEL 21-1741

(市県民税・固定資産税・軽自動車税等)

国保収納課 TEL 21-1744

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)



←宮崎市HPでも  
ご覧いただけます。

## ＜徴収猶予の特例制度に対するQ&A＞

Q 申請手続きはどのようにすればいいですか。

・申請書（特例制度用）及び収入や現預金の状況が分かる資料（売上帳や現金出納帳、預金通帳、給与明細などのコピー）の提出が必要です。

Q 徴収猶予の特例制度の申請書はありますか。

- ・特例制度を申請される場合は、専用の申請書を使用してください。
- ・申請書については、宮崎市のHPからダウンロードできます。

Q 窓口以外での申請は可能ですか。

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口にお越しいただくことなく郵送による申請もできます。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）などになります。
- ・ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には、口頭により状況をおうかがいします。

Q 前年の月別収入等が不明ですが、どうすればいいですか。

- ・昨年の年間収入を按分した額（平均収入）と今年の月別収入額を比較します。
- ・事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較します。

Q 収入が20%減少していない場合は特例制度の猶予はできませんか。

・本件特例の要件を満たさない場合でも、その他の猶予制度を利用できる場合があります。

### ＜令和2年度・主な市税の納期限一覧＞

税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	1期 (6月1日)		2期 (7月31日)		3期 (9月30日)			4期 (1月4日)			
市県民税 (普通徴収)		1期 (6月30日)		2期 (8月31日)		3期 (11月2日)			4期 (2月1日)		
軽自動車税	全期 (6月1日)										
国民健康 保険税		1期 (6月30日)	2期 (7月31日)	3期 (8月31日)	4期 (9月30日)	5期 (11月2日)	6期 (11月30日)	7期 (1月4日)	8期 (2月1日)	9期 (3月1日)	10期 (3月31日)

※本特例制度の対象は、R2.2.1～R3.2.1に納期限が到来するものとなります。